

令和4年度（2022年度）茨城県海外対象医師修学研修資金貸与制度（修学資金）募集要項

1 制度の目的

この制度は、外国の医学校において医学の課程を履修し、茨城県内の医療機関において将来医師の業務に従事しようとする者に対して、修学研修資金を貸与するものです。茨城県内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保を図り、茨城県の医療の向上を目的としています。

2 応募資格

※¹外国の医学校の※²外国医学課程に在学する者であって、茨城県知事が指定する医療機関において将来医師の業務に従事しようとする者

- | |
|--|
| <p>※1 貸与者と継続して連絡を取り合い、面談等を行う必要があることから、入学のあつせんから在学中の生活、学業の支援を一貫して行っている医科大学事務局が日本国内にある大学</p> <p>※2 卒業後にEU（欧州連合）又は米国いずれかの州の医師免許が取得できる課程</p> <p>※ 地域医療支援センターのホームページ内の「茨城県海外対象医師修学研修資金貸与制度ガイドブック」を必ず熟読のうえ、応募してください。</p> <p><URL>https://ibaraki-dl.jp（イバラキドクターズライフ）</p> |
|--|

3 貸与金額及び貸与人数

月額 150,000 円（14 人まで）

4 貸与期間等

外国医学課程の全期間（1年生～6年生）※予備コースは含まない

5 応募期間

令和4年（2022年）5月25日（水）～7月8日（金） 郵送の場合は必着
ただし、選考の結果、「3 貸与人数」に満たない場合は追加募集を行います。

6 選考方法

選考方法は書類審査及び面接となります。面接は、以下のとおり実施します。詳細な時間などは別途連絡します。

実施日：令和4年（2022年）7月29日（金）

場 所：Web 面接

※ 面接は Web で実施（Webex Meetings を使用）します。詳細は、応募者へ個別に御連絡します。

7 提出書類

応募期間中に次の書類を提出してください。

- ①応募書兼面接申込書
- ②面接票
- ③応募理由書
- ④外国医学課程に在籍していること及びその期間を証する書類 ※
- ⑤外国医学課程の履修した科目の単位の修得を証する書類（新1年生は不要） ※
- ⑥高等学校等を卒業したことを証する書類（新1年生のみ必要）
- ⑦誓約書
- ⑧茨城県海外対象医師修学研修資金推薦書 ※

※ ④、⑤の書類について、応募期間までに提出ができない場合は、12の問合わせ先に連絡の上、発行され次第、提出するようにしてください。⑧の書類については、国内にある医科大学事務局、もしくは最終学歴の大学・高校等の担当教官等から推薦をもらってください。提出は必須ではありませんが、面接審査の際、人物考査に使用しますので、可能な限り提出してください。

8 面接後の手続

提出書類及び面接結果をもとに審査し、貸与者を決定します。貸与決定後、修学研修資金貸与のための契約を締結いたします。契約に必要な書類等は別途通知します。

なお、修学資金の貸与契約は単年度ごとに締結するため、毎年度、更新手続きがあります(4月)。

9 返還の免除等

(1) 全額免除

国内医師免許を取得後、直ちに茨城県内の医療機関において臨床研修を受け、修了後、引き続き茨城県知事が指定する医療機関で医師の業務に従事した期間が、修学資金の貸与を受けた期間（研修資金の貸与を受けた場合にあつては、当該貸与期間に1年加算）の2分の3に相当する期間に達した場合、全額免除となります。ただし、当該期間が、9年以上の場合は9年、3年に満たない場合は3年となります。

〈例〉

- ・修学資金（6年）と研修資金の両方の貸与を受けた場合
 $(6年 + 1年) \times 1.5 = 10.5年 \geq \underline{9年}$
→ 従事した期間が9年に達したとき免除
- ・研修資金のみの貸与を受けた場合
→ 従事した期間が3年に達したとき免除

(2) 裁量免除

災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったとき、その他特に必要があると認められるときは、修学研修資金の返還の債務の全部又は一部を免除します。

10 返還

返還の免除事由（9 返還の免除等）に該当しなかったときは、貸与を受けた修学研修資金に[※]利息を付した金額を、返還義務が生じた日から1ヶ月以内に、全額一括返還していただきます。

また、国内医師免許を受ける前において、以下の場合についても、返還の対象となります。

- ・外国の医学校を卒業した後に外国医師免許を得る場合にあっては、卒業後、遅滞なく外国医師免許を得なかったとき（医師国家試験等の受験が必要な場合は、試験は2回まで受験可能）。
- ・外国医師免許を得た後、直ちに医師法第11条第3号の厚生労働大臣の認定を受けなかったとき。
- ・医師法第11条第3号の認定を受けた後、遅滞なく国内医師免許を受けなかったとき（医師国家試験は2回まで受験可能）。

※ 修学資金は、貸与を受けた日の翌日から卒業する日までの期間の日数に応じ、年10%の割合で計算した額。研修資金は、貸与を受けた日の翌日以後180日を経過する日までの期間の日数に応じ、年10%の割合で計算した額。

11 その他

キャリア形成支援

貸与決定者のキャリア形成については、茨城県地域医療支援センターのキャリアコーディネーター（医師）が、本人の希望（診療科や専門医資格取得など）を面談により確認しながら支援します。

12 関係書類提出先及び問合せ先

茨城県保健医療部医療局医療人材課医師確保グループ 担当 宮河

住所：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

TEL : 029-301-3191/FAX : 029-301-3194/E-mail : i.doctor@pref.ibaraki.lg.jp